

品目横断的経営安定対策の受付開始！ —対策の具体的メリットについて—

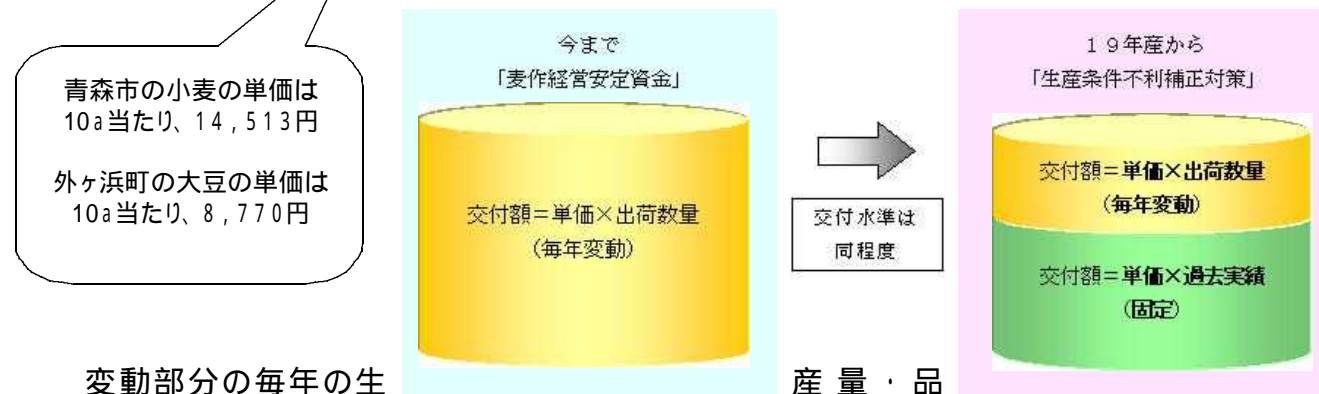
秋まき麦を作付けする農業者等の品目横断的経営安定対策への加入申請が9月1日から始まりました。当対策は 大豆や小麦等に対する生産条件不利補正対策(通称 **ゲタ対策**)と 米や小麦、大豆等に対する収入減少影響緩和対策(通称 **ナラシ対策**)の2本立てとなっていますが、今回はその具体的な内容について紹介します。

1 生産条件不利補正対策(通称 **ゲタ対策**)

生産条件不利補正対策は、固定部分の「過去の生産実績に基づく支払(通称 **緑ゲタ**)」と、変動部分の「毎年の生産量・品質に基づく支払(通称 **黄ゲタ**)」の2本立てとなっています。固定部分の過去の生産実績に基づく支払は、市町村別に定められた交付金単価に過去の生産実績を乗じて計算します。また、過去の生産実績は、平成19年度以降作付面積が増減しても変わらないため、小麦や大豆を作付けしなくても、毎年交付されます。

$$\text{交付額} = \text{市町村別単価(円/10a)} \times \text{過去の生産実績(H16~18の換算面積の平均)}$$

図1 小麦に対する生産条件不利補正対策のイメージ



変動部分の毎年の生産量・品質に基づく支払は、等級・ランク別単価に出荷数量を乗じて計算します。過去の生産実績に関係なく、その年の生産量と品質で交付額が決まります。

$$\text{交付額} = \text{等級・ランク別単価(円/60kg)} \times \text{出荷数量}$$

表1 品質区分別単価(円/60kg)

<小麦>

ランク	A	B	C	D
1等	2,110	1,610	1,460	1,402
2等	950	450	300	242

<大豆>

銘柄等大豆				小粒化等大豆
1等	2等	3等	特定加工用	1~3等
3,168	2,736	2,304	1,872	1,872

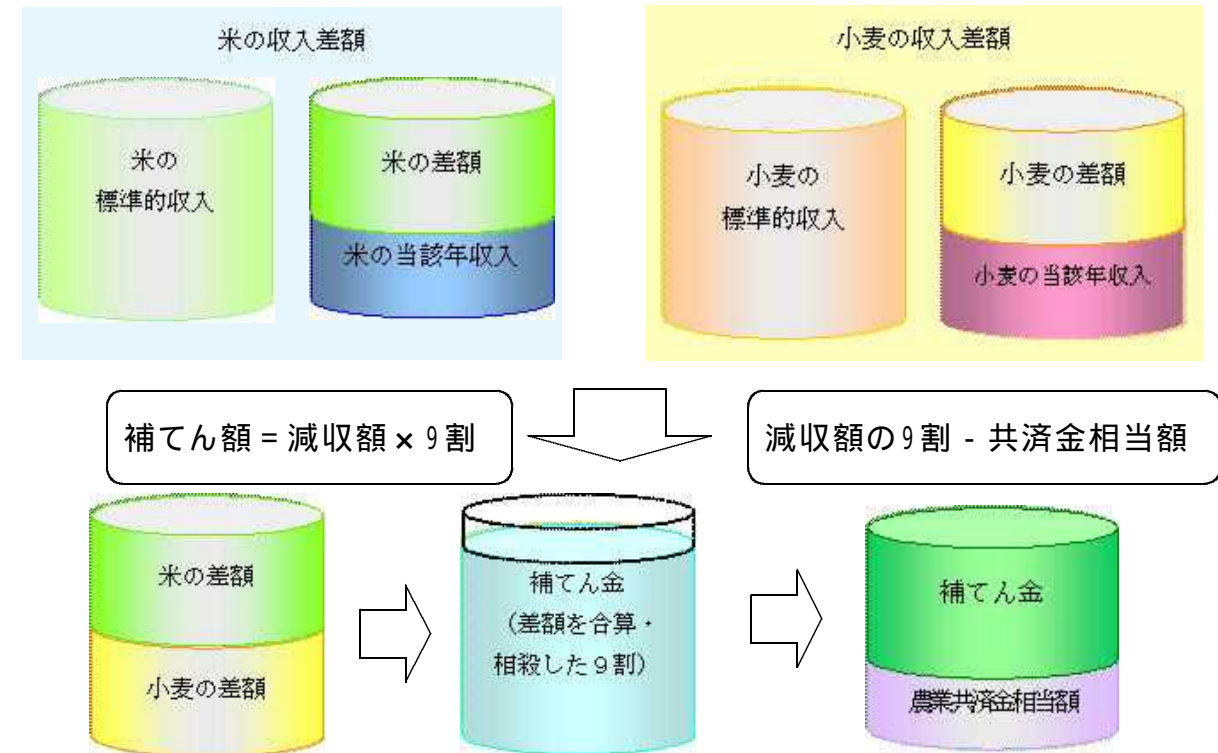
2 収入減少影響緩和対策(通称 **ナラシ対策**)

ナラシ対策は、米や小麦、大豆等の収入が品目毎に定められた標準的収入を下回った場合、収入を補てんする制度です。米や小麦など品目毎の差額を合算・相殺した後、差額の9割を補てんします。また、共済制度の加入の有無にかかわらず、共済金を受け取ったものとして差額を計算しますので、注意が必要です。

なお、拠出金は生産者1、国3の割合で積み立てします。

$$\begin{aligned} \text{収入額} &= \text{販売価格} \times \text{単収} \times \text{生産面積} \\ \text{販売価格と単収は、都道府県毎に一律(予定)で設定されます。} \end{aligned}$$

図2 収入減少影響緩和対策のイメージ



例 米が減収した場合(円)

共済	標準的収入	当該年度収入	差額	減収額の9割	農業共済金	補てん金
無	120,000	100,000	-20,000	18,000	0	18,000
有	120,000	100,000	-20,000	18,000	10,000	8,000

集落営農組織の優良事例 — 農事組合法人 原体ファームの取組 —

1 集落営農組織の設立

岩手県奥州市の農事組合法人原体(はらたい)ファームは、平成6年にほ場整備事業を実施するための準備委員会を設置したことが始まりでした。集落の将来構想に関するアンケートをもとに話し合いを重ね、平成11年には集落営農組織である原体営農組合を設立しました。この組合は国の施策に対応するための組織ではなく、**地域農業の将来方向を見据え、担い手の確保と生産コストの削減を目指して設立したものです。**

2 農業法人の設立

組合設立直後は5戸の専業農家に農地を集積していくことにしていましたが、**個別農家の対応では10年後、20年後に再び後継者問題が発生することが懸念されました。**また、任意組合では**農地の利用権を設定することができないこと、資金を借入する場合、代表者個人の借入となること、利益が全て個人に分配されるため、地域の受け皿となるべき担い手が育たないこと等の理由から、平成14年に農事組合法人原体ファームを立ち上げ、翌15年に特定農業法人(5年間、農業収入の9%を積み立てる一方、損金に計上することで節税が可能となる)の認定を受けました。**



<大豆の収穫風景>

3 経営の発展及び今後の課題

法人化後は、役員5人のうち3人が常勤となり、女性5人をパートとして雇用していますが、**年間を通じた収益の確保が課題となりました。**そのため、ブルーベリー等の新規作物を導入するとともに、米粉パン製造・販売施設「夢の里工房はらたい」を平成17年5月に開業しました。

農事組合法人は全組合員の平等が原則であるため、新規事業の導入等の面で、機動力に欠けるところがあります。今後は企業として経営者のトップダウンで事業を進めていくことが課題となっています。



<夢の里工房はらたい>

野菜・果樹等の品目別対策も担い手要件設定の動き！

品目横断的経営安定対策の導入に伴い、水田作を中心に担い手の育成が進んできましたが、19年度から始まる国の野菜・果樹・畜産等品目別対策についても、担い手要件設定の動きが明らかになってきました。今後は認定農業者の育成が産地の最優先課題となりますので、農協生産部会が一丸となって認定農業者の拡大に努めましょう！

家族経営協定を締結しよう！ ～家族経営協定で夢のある農業～

『家族経営協定』とは、農業をもっと魅力ある職業にするために家族で話し合い、労働時間や休日、給料、暮らし方のルールを取り決め、文書で締結することです。当管内においても、『家族経営協定』を締結する農家が増えています。

『家族経営協定』を締結すると、

- 後継者や女性も無利子の資金(農業改良資金)を活用できる。
- 協定を結んでいる認定農業者・青色申告者等の配偶者や後継者は、農業者年金の基礎保険料に対し一定割合の助成が受けられる。
- 農地を買ったり借りたりする時に有利な事業が利用できる。
- 認定農業者の共同申請制度が利用でき、女性や農業後継者も認定農業者となることできる。

などの制度的メリットもあります。



締結した方々からは、家族が互いに協力し合い、意欲を持って農業に望める環境づくりができたという声を多く聞きます。

詳しくは、各市町村の農業委員会か東地方農林水産事務所(普及指導室)に御相談ください。

「決め手くん」を知っていますか



イメージキャラクター
「決め手くん」

「決め手くん」は県産品PR用のイメージキャラクターです。勝ち名乗りを上げる相撲の行司をモチーフに、「安全・安心」で「おいしい」「青森県産品」の価値(強み=勝ち)と「相撲王国 青森」のイメージを組み合わせ、女性や小さな子どもに親しまれる「愛くるしい丸い笑顔」のキャラクターです。

「決め手くん」は、

青森県内で生産された農林水産物

青森県産農林水産物を主原材料として、青森県内で製造された加工品

特色ある青森県内の特産加工品

等のPRに利用できます。

なお、使用に当たっては届出が必要ですので、詳しくは県総合販売戦略課ホームページを参考にしてください。



シンボルマーク

キャッチフレーズ

決め手は、青森県産。